

平成19年(昭和82年)3月13日(火)

東海の古代

第 81号 編集・発行 古田史学の会・東海

代表 林 俊彦 〒461-0025 名古屋市東区徳川1-729

ホームページ: (「古田史学」で検索しても見つかります)

<http://geocities.jp/furutashigaku-tokai>

メール: frrtokai@zm.commufa.jp

電話/FAX(カラー可) 052(936)5012

郵便振替 00870-5-30752

古田先生は無事に南米から帰国されました。新発見が続々とあるそうです。今後の発表を期待しましょう。

2月例会の参加者は14名になりました。安定して二桁の規模の例会を持てるようになったのは喜ばしいことです。次は内容が問題になります。精進しましょう。皆さんの一層のご助力も必要です。

地名表記の規則は？

重箱の隅をつつくようなことを繰り返すな、と叱られそうですが、次の記事が目にとまりました。

九月の乙亥の朔…丁酉に、大唐の学問僧智宗・義徳・浄願、軍丁筑紫國の上陽咩郡の大伴部博麻、新羅の送使大奈未金高訓等に従ひて、筑紫に還至れり。…冬十月の…乙丑に軍丁筑後國の上陽咩郡の大伴部博麻に詔して曰はく、「天豊財重日足媛天皇の七年に、百濟を救ふ役に、汝、唐の軍の為に虜にせられたり。…(持統四年十月条)

おそらく古田史学に関わる誰もが知っている一節ですが、なぜ「筑紫國の上陽咩郡」と「筑後國の上陽咩郡」は書き分けられているのでしょうか。同じ年の、同じ人物＝大伴部博麻に関する記事です。地名の示す場所も同一と思われます。ところがこのように表記が違う意味は何でしょう。

「筑紫國」は「筑後國」より高次の広域を表わす地名だとしましょう。「筑紫國の筑後國の上陽咩

郡」との表現が冗長だと縮めたというわけでしょうか。

しかし例えば私は名古屋市の東区に住んでいますが、これを「愛知県の東区」と表現することはありません。古代には、地名表記につき現代とは違うルールがあるように思えます。そこで思いだす記事が下記のものです。

行きて筑紫國の菟狹に至ります。菟狹は地の名なり。此をば宇佐と云ふ。時に菟狹國造の祖有り。號けて菟狹津彦・菟狹津媛と曰ふ。乃ち菟狹の川上にして、一柱騰宮を造りて餐奉る。…

(神武即位前紀甲寅年条)

神武は「筑紫國の宇佐」に行きました。しかし古事記では「豊國の宇佐」とされています。それで「宇佐」は二つあった、例えば博多湾岸にも「宇佐」があったとする論者もいますが、史料上の根拠を明示できた人はいません。

すると「筑紫國の豊國の宇佐」が略表記されていることになるのではないのでしょうか。それが古代の、日本書紀の地名表記のルールなら、私達はそれを受け入れなければなりません。

天皇、親ら斧鉞を操りて、大連に授けて曰はく、「長門より東をば朕制らむ。筑紫より西をば汝制れ。專賞罰を行へ。頻に奏すことに勿煩ひそ」とのたまふ。(継体紀二十一年八月条)

「磐井の乱」をめぐる、おなじみのこの記事に独自の解釈を与え「長門と筑紫の中間の豊國はここに含まれていない」「継体と物部麤鹿火はこの時豊國にいた」と強弁される人もいるのですが、日本書紀の地名表記の実際に見る限り根拠は薄いと思われます。

ところで以下の記事はいかがでしょうか。

秋七月の辛卯の朔甲午に、筑紫後國の御木に到りて、高田行宮に居します。…(景行紀十八年)

この文の先に、古田先生がしばしば取り上げた前津君(マヘツキミ)の記述があります。

すべての学者が「筑紫後國」は「筑後國」と同一だとして疑いをいれませんが。しかし日本書紀全篇中にただ一箇所の、また恐らくすべての古代文書

の中にただ一箇所だけのこの表現にそんな断定をしていいのでしょうか。

つまり固有名詞として考えるのをやめること、「筑紫の後の国」と読むことを提案します。

「筑紫後國の御木」とは筑紫の外(南)側にある国の「御木」と思うのです。景行天皇(?)はまだ筑紫に辿りついていないのです。ただし、具体的な国名はここには明示されていません。

次に筑紫嶋を生みき。此の嶋も亦、身一つにして面四つ有り。面毎に名有り。故、筑紫國は白日別と謂ひ、豊國は豊日別と謂ひ、肥國は建日向豊久土泥別(語注略)、熊曾國は建日別と謂ふ。(古事記)

この分類に従えば「筑紫後國」とは「熊曾國」のこととなると思われます。景行?の九州での行動は、熊襲と戦い、熊襲の国を滅ぼすこと、筑紫の国を広げることを目的としたものでした。

なお「筑紫嶋」とは全九州島を指すのではありません。それでは隼人の国は南海に沈んでしまします。熊襲と隼人を混同する古代史料はありません。古事記も日本書紀も錦江湾を知りません。一考を願います。

4月例会に参加を

日程：4月8日(日)午後1時半～5時

場所：名古屋市市政資料館第4集会室(和室)

名古屋市東区白壁1の3(名古屋拘置所南)

地下鉄名城線「市役所」下車、東へ徒歩8分

名鉄瀬戸線「東大手」下車、南へ徒歩5分

市バス「市政資料館南」下車、北へ徒歩5分

〃 「清水口」下車、南西へ徒歩8分

〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

一応、駐車場有(無料)12台収容

南隣にウィルあいち(愛知県女性総合センター)／地下駐車場30分170円

参加費：500円(維持会員は無料)

今後の予定

5月例会：5月13日(日)資料館第1集会室

6月例会：6月10日(日)

例会は原則として毎月第2日曜日です。会場は当分資料館で固定するつもりです。ただし予約の都合により部屋が変わる場合があります。よく確認してからお出かけください。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻早退もかまいません。

例会の場での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合はなるべく16部用意願います。

幻の博多川

「続日本紀」によれば、宝亀元年(770)三月二十八日、称徳天皇は河内の由義宮(弓削宮)において、葛井・船・津ら六氏の男女二百三十人を歌垣に供奉させています。

其の服並に青摺の細布の衣を着し、紅の長紐を垂る。男女相並び、行を分ちて徐ろに進む。歌いて曰く、

乙女等に男立ち添ひ踏みならず西の都は万代の宮(原文は音仮名)

其の歌垣、歌いて曰く、

瀨も瀨も清くさやけし博多川千歳を待ちて澄める川かも

歌の曲折ごとに袂を挙げ節をなす。其の余の四首は並に是れ古詩なり。復た煩わしく載せず。時に詔して五位以上、内舍人及び女孺も亦其の歌垣の中に列せしむ。…

この記事の中の歌に驚きました。しかも「古詩」とあります。当然連想しますね、これは九州王朝に伝わっていた歌ではないかと。しかし調査の結果はおもしろくありません。

現在も福岡市に博多川が流れていますが、これは黒田長政の福岡城築城にともない作られた人工の新しい川のようにです。そして奈良県には大和川の支流として博多川があったようです。続日本紀の他の記事にも博多川は登場します。

それでも未練は残ります。古代日本において「西の都」の言葉がふさわしいのはどこでしょう。「博多川」の言葉がふさわしいのはどこでしょう。

また歌垣という行為も不思議な芸能です。風土記や万葉集にその片鱗を見せています。大和の朝廷でもしばしば行いながら、その一方でたびたび禁止令が出たようです。熱田神宮にも「踏歌」神事として残っています。

何か進展したらまた報告します。